

議案第63号

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部改正について

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月3日提出

岬町長 田代 勇

提 案 理 由

道の駅みさきに隣接する稻荷池周辺箇所を道の駅利用者や町民の憩いの広場とするよう整備を進め、今般完了したことから、同広場を道の駅施設として位置づけるため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第　　号

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例（平成26年岬町条例第22号）
の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(7) 稲荷池憩いの広場

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

道の駅みさきの設置及び管理に関する条例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○道の駅みさきの設置及び管理に関する条例（平成26年岬町条例第22号）

新	日
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 道の駅には、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地場特産品等販売施設 (2) 飲食提供施設 (3) 観光交流センター (4) 道路情報提供施設 (5) 公衆便所 (6) 駐車場 (7) 稲荷池憩いの広場 <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 道の駅には、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地場特産品等販売施設 (2) 飲食提供施設 (3) 観光交流センター (4) 道路情報提供施設 (5) 公衆便所 (6) 駐車場 (7) 稲荷池憩いの広場 <p>以下 (略)</p>